

月形町中小企業者等経営持続化支援金

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上額が「20%以上減少」している町内事業者に対して、事業の継続と経営の持続化のための支援を行います。

支援金額 最大30万円(指定業種については最大100万円)

《国の「持続化給付金」とは別の月形町独自の制度です》

■対象事業者・交付要件

・月形町内で事業により事業収入を得て営業し、確定申告納税地が月形町である法人または個人事業主

※農業、建設業、福祉関係事業については対象外とする（別制度で対応）

・令和2年3月～5月のいずれか1月の売上額が前年同月と比較して20%以上減少した者
ただし、新規開業者で申請時において、売上額の比較が困難な場合は、次に掲げる要件により比較する。（「減少率」は小数点第2位を切り捨て第1位を四捨五入）

【特例要件】

開業した月から令和2年2月までの合計売上額の平均と対象月の売上額を比較する。

【対象外】

- ・令和2年3月から5月の合計売上げが前年同期間の合計売上げと比較して減少額が15万円未満の者
- ・月形町暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年月形町条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団及び同条第5条に規定する暴力団員若しくは同条第6号に規定する暴力団関係者が経営し、又は経営に参与している者
- ・法令等に基づく必要な許認可等を受けることなく事業を行う者
- ・令和2年1月1日以後に事業を開始した者（ただし、事業承継等の場合はその限りではない）
- ・町が出資する第三セクター
- ・農業（日本標準産業分類大分類）
- ・建設業（日本標準産業分類大分類）
- ・社会保険・社会福祉・介護事業（日本標準産業分類中分類）

■支援金額

支援金額は令和2年3月～5月の合計売上げの減少額の3分の2とし、上限額を次のとおりとします。

区分	法人・個人事業主	法人・個人事業主(指定業種)			
売上げの減少率	20%以上	20%～29%	30%～39%	40%～49%	50%以上
上限額	30万円	40万円	60万円	80万円	100万円

「減少率」は小数点第2位を切り捨て第1位を四捨五入

【指定業種】 ※日本標準産業分類「中分類」に定める次の業種
①道路旅客運送業 ②宿泊業 ③飲食店 ④洗濯・理容・美容・浴場業

申請方法や必要書類については裏面をご覧ください

■申請受付期間

令和2年6月8日～7月31日（交付時期 令和2年6月下旬～随時）

●受付時間 役場開庁日（平日）の8時30分から17時15分

※郵送での受付も行っています

■申請受付先（郵送先）

〒061-0592 月形町1219番地

月形町役場 企画振興課商工観光係 TEL 53-2325

■申請方法

月形町中小企業者等経営持続化支援金交付申請書に必要事項を記入の上、次の書類を添えて提出してください。

申請書は、役場企画振興課、月形商工会で配付しています。また、月形町ホームページからもダウンロードできます。

《添付書類》

①売上げの状況（減少）を示した書類（記名押印）

②対象期間の前年の確定申告書等の写し

（●法人：申告書別表1、法人事業概況説明書の写し ●個人：申告書第1表、決算書1・2面の写し）

③支援金の振込先の金融機関を確認する書類

④本人確認書類（個人事業主のみ）

⑤事業所の所在地や事業内容等を記載した書類 ※新規開業者のみ

（●法人：会社概要、登記事項証明書の写し等 ●個人：開業届の写し、パンフレット等）

⑥事業承継を確認できる書類 ※事業承継者のみ

⑦提出書類一覧表（チェックリスト）

■支援金の要件確認・売上減少額の計算（まずは、売上げの状況をチェック）

今年の売上げ A	令和2年3月	令和2年4月	令和2年5月	①合計売上額
	円	円	円	円
前年の売上げ B	平成31年3月	平成31年4月	令和元年5月	②合計売上額
	円	円	円	円
売上減少率 C $1 - (A \div B) \times 100$	%	%	%	

売上減少額 ③ (②-①)	円
------------------	---

←売上減少額が15万円未満は対象外です

売上減少率が「20%」以上の月があり、合計売上減少額が「15万円以上」になれば支援金の交付の目安となります。

～問い合わせ先～

月形町役場 企画振興課 商工観光係

〒061-0592 月形町1219番地 TEL 53-2325 FAX 53-4373

E-mail shoko@town.tsukigata.hokkaido.jp